

○広報たきかわ広告掲載基準

平成17年10月18日要綱第51号

改正

平成18年4月4日

平成21年4月3日

令和3年2月3日要綱第3号

令和6年7月16日要綱第56号

広報たきかわ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、滝川市広告掲載に関する要綱（平成17年滝川市要綱第48号の1。以下「掲載要綱」という。）第4条第2項及び第5条第1項の規定に基づき、滝川市が発行する広報紙（以下「広報」という。）への広告掲載に関し、掲載要綱及び滝川市広告掲載基準（平成17年滝川市要綱第48号の2）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報たきかわに掲載することができる広告は、公共性の高い広報紙の性格上、その品位を害さないイメージで、かつ、特定の者に不利益を与えない中立性のものとし、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に本店又は支店等を有する者（市内に本店又は支店等を有しない者のうち、次のアからウまでに掲げる者を含む。）による広告であること。
  - ア 当該広告に係る物品の販売、取付け、調整等を市内の事業者に委託している者
  - イ 市内に当該広告に係る事業と同種の業を営む者がない者
  - ウ ア又はイに掲げるもののほか、これらに類する特段の事情があると市長が認める者
- (2) 料飲食店（専ら食事を主体とする食堂及びレストランを除く。）関係の広告でないこと。
- (3) 遊技場及び興業（健全な娯楽を目的としたものを除く。）関係の広告でないこと。
- (4) 販売期間、申込期間等を明記する場合にあっては、原則として掲載月の10日以降のものであること。
- (5) 広報紙を利用した割引、景品、クーポン券その他これらに類するものでないこと。

(掲載位置、広告の規格、掲載回数及び掲載料)

第3条 広告の掲載位置は、市の指定する位置とする。

2 広告欄の規格、掲載回数及び掲載料は、次のとおりとする。

種類	規格	掲載回数	掲載料
1 枠	縦45ミリメートル、横180ミリメートル	1回	25,000円
		6回	142,000円
		12回	275,000円
半枠	縦45ミリメートル、横88ミリメートル	1回	18,000円
		6回	102,000円
		12回	198,000円

備考 掲載回数において、6回は最初に広告を掲載した月から起算して1年の間に6回広告を掲載するものとし、12回は最初に広告を掲載した月から起算して1年の間毎月広告を掲載するものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広報に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、毎月5日までに滝川市広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、掲載回数を6回として申込みをする者は、掲載を希望する月を6月指定するものとする。

- 2 前項の規定による申込みは、その掲載を希望する月の1年前から行うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、広告主が希望するときは、1回の申込みを行うことにより、1年の間、毎月の申込書の提出を省略することができる。この場合における掲載要綱第8条の規定による市税の納税状況の確認は、完納確認を受けた日から起算して3月を経過する日ごとに行うものとする。

(広告掲載位置の決定)

第5条 広告の掲載位置は、原則として申込み順により決定する。

(広告掲載月の変更)

第6条 掲載回数を6回として申込みをした者が掲載を希望する月の指定を変更しようとするときは、掲載を指定した月又は変更し掲載を指定する月のいずれか早い月の前月5日までに変更を申し出なければならない。

(事故等の発生時における掲載料の特例)

第7条 市長は、事故等のほか広報の紙面の都合上、第4条の規定により広告主から申込みのあつた広告について、希望する掲載月又は回数の掲載ができなくなったとき又はできなくなる可能性

が生じたときは、第3条第2項の表の規定にかかわらず、変更後の掲載回数に応じた掲載料について別に定めるところにより決定することができる。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、滝川市が指定する方法により期日までに一括して納付しなければならない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年10月18日から施行する。

附 則 (平成18年4月4日)

この基準は、平成18年4月4日から施行する。

附 則 (平成21年4月3日)

この基準は、平成21年4月3日から施行する。

附 則 (令和3年2月3日要綱第3号)

この基準は、令和3年2月3日から施行する。

附 則 (令和6年7月16日要綱第56号)

この基準は、令和6年8月1日から施行する。